

川崎市立真福寺小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- 自主・自立・共生・協働
- ・夢教育 21

学校教育目標

真(知)・福(徳)・じ(体)の調和のとれた

- 1 【真】 真剣に進んで学習する子
- 2 【福】 みんなの幸福を願い、仲良く助け合う子
- 3 【じ】 心身ともに丈夫で実践力のある子の育成

HP用は個人名は載せていません。

学校経営方針

- 「一人一人が大切にされ、笑顔が輝く学校」
- 1 自分のよさを発揮して生き生き活動できる学校
 - 2 人との関わり合いを大切に学び合う、高め合う学校
 - 3 課題をもって自分で解決する力が育つ学校

めざす子ども像

- 1 課題をもち、自ら考え進んで表現する子
- 2 命あるものを大切にし、思いやりの気持ちを持ち、進んで人とかかわる子
- 3 自らの心と体を大切にし、ねばり強くきたえていく子
- 4 地域や保護者との関わりを通して川崎の町や住んでいる地域・学校を愛する子

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

① 「確かな学び」の推進	② 「豊かな心」の育成	③ 「健やかな体」の育成	④ 「開かれた学校」の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○授業改善 ○わかる授業の実践 ○校内研究「主体的に学び友達と関わりあう子」 ○基礎基本の定着を図りながら学び方を身に着ける ○読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童支援体制を充実させ人権尊重、児童指導の充実を図る。 ○子どもの発想を生かし、生活科・総合的な学習、特別活動の充実を図り、主体性を育てる。 ○読書教育の推進を図り、温かい心を育てる。 ○挨拶の励行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育学習の充実 ○休み時間等の日常的な運動の推奨 ○健康教育、食育、安全教育の充実と推進 ○安全意識、危機対応能力の育成、防災教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、地域との相互理解を深めて子どもたちを育てていく学校「コミュニティスクール」 ○家庭、地域の教育力を生かした特色ある学校 ○情報の発信を積極的に行い信頼関係の確立

重点に係る具体的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ★校内研究 国語科の授業研究 ★「個別最適な学び」と「協同的な学び」を一体的に充実させ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善 ★図書環境を整備して学校司書と連携して読書活動の積極的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ★たて割り活動等・異学年交流・児童会活動の充実(活躍の場の確保) ★「かわさき共生*共育プログラム」の推進と効果測定や学校生活アンケートの実施と活用 ★支援教育COを中心に児童支援部会と校内委員会の充実 ★巡回カウンセラーとの連携 ★いじめが起こらない、許さない学校・学年・学級風土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ★学活や委員会主導の体力づくりの日常化のための集会の充実 ★キラキラタイムの充実 ★体験を通した危機対応能力の育成(避難訓練、交通安全教室、防犯教室・スマホ安全教室等の実施) ★防災教育の充実 ★保健教育、食育教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ★学校評価や学校運営協議会の充実活用 ★地域の特色を生かし、連携、協力による郷土愛を育てる教育活動の充実 ★学年、学校便り、メール配信、HP等による学校、学年の方針、取り組みの発信 ★家庭地域と連携した教育環境の充実 ★キャリア在り方生き方教育の推進「わたしたちのまち川崎」
---	--	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のようにとらえることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増

加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは、見ようとしてみなければ見えない。」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手掛かりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員のチェックシートを活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合は状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、および児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下、ケース会議という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導體制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと、組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導體制の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聴き、いかなる事情があっても、いじめることは許されないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるようになってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせま

す。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態と言います。

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒に人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任 児童支援部 (支援教育 Co 養護教諭 含む)
--

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ 児童支援部 ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 児童支援部 ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 児童支援部 ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 児童支援部 ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 道徳主任 ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 児童支援部 ）

【教育相談】学年主任

- ・教育相談調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）
- 1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）
- 3年・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・（学年主任）
- 5年・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・（学年主任）
- 特別支援級・・・・・・・・（ ） 養護教諭・・・・・・・・（ ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会・児童会活動部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）（ ）（ ）（ ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（CO・ ）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての説明
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施に向けた内容検討・実施 ・効果測定の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <p>【児童指導点検強化月間】の取組</p> <p>具体的な内容→児童会から学校生活で気になることを話そう →記名式生活アンケートに記入→聞き取り、全員と面談。 →SNSやインターネット利用の注意。いじめ防止標語のポスター募集 等</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童指導に関係する各研修に各々参加
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・通知表「のびゆくすがた」を渡す時の個別の面談 ・携帯・スマホ教室実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権週間(いじめ防止標語の取組等) ・児童指導に関係する中学校との合同研修 ・記名式生活アンケートに記入→全員と面談・聞き取り
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価用生活アンケート実施に向けた内容検討、実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価用学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・通知表「のびゆくすがた」を渡す時の個別の面談

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員主体の異学年交流の充実
- ・自主的なあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・クラブ活動での異学年交流
- ・委員会活動（声かけ運動等）
- ・幼保小連携活動（1年生と年長児との交流会）
- ・小中連携活動（交流授業、ふれあい祭り、作品展、地域教育会議[こども会議]）
- ・町内会・子ども会・地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語の募集
- ・各学年の行事の様子を写真で掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
→保護者同士の情報交換
- ・PTA 校外委員会によるパトロールのよびかけ

地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動
→地域ボランティアによる朝のあいさつ活動
- ・教育ボランティア
- ・寺子屋との連携